

産業廃棄物処分量許可証

住 所 香川県高松市末広町7番地21

氏 名 株式会社セキゼン

代表取締役 岩崎 一雄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

第14条の2第1項

高松市長 大西 秀



許可の年月日 令和4年3月14日

許可の有効年月日 令和8年7月5日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理業（選別処分及び破碎処分に限る。）以上

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

選別処分：①廃プラスチック類 ②金属くず ③ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（ただし、3種類とも廃太陽光パネルに限る。これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物についてはそれぞれ右欄のとおり。）以上

自動車等破碎物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含まない。
水銀使用製品産業廃棄物	含まない。
水銀含有ばいじん等	含まない。

破碎処分：①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず ⑤金属くず ⑥ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物についてはそれぞれ右欄のとおり。）以上

自動車等破碎物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含まない。
水銀使用製品産業廃棄物	含まない。
水銀含有ばいじん等	含まない。

2. 事業の用に供するすべての施設

裏面記載のとおり。

3. 許可の条件

余 白

4. 許可の更新又は変更の状況

裏面記載のとおり

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・無

以下 余 白

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 施設の種類：破砕施設 1基

設置場所：香川県高松市香西本町742番8 以上

設置年月日：平成13年5月1日

処理する産業廃棄物の種類及び処理能力：①紙くず 1.6トン/日 (0.2トン/時×8時間) ②木くず 4.1トン/日 (0.5125トン/時×8時間) ③繊維くず 1.0トン/日 (0.125トン/時×8時間)

(2) 施設の種類：破砕施設 (CRH-4) 1基

設置場所：香川県高松市香西本町742番7 以上

設置年月日：令和8年2月2日

処理能力：4トン/日 (0.5トン/時×8時間)

処理する産業廃棄物の種類：①廃プラスチック類 ②金属くず ③ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (ただし、3種類とも廃太陽光パネルに限る。)

(3) 施設の種類：選別施設 (CAR-4) 1基

設置場所：香川県高松市香西本町742番7 以上

設置年月日：令和8年2月2日

処理能力：8トン/日 (1トン/時×8時間)

処理する産業廃棄物の種類：①廃プラスチック類 ②金属くず ③ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (ただし、3種類とも廃太陽光パネルに限る。)

4. 許可の更新又は変更の状況

平成13年7月6日 (当初許可)

平成18年7月6日 (更新許可)

平成23年7月6日 (更新許可)

平成28年7月6日 (更新許可)

令和3年7月6日 (更新許可)

令和4年3月14日 (変更許可)

令和8年2月10日 (施設設置場所変更に伴う書換え。)

以上

以下余白